契約締結前交付書面

東洋のホームトレード

○上場有価証券等書面 ……1

○新規公開株式の契約締結前書面 ……3

○金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明 ……5

□〔別紙〕手数料・管理料等のご案内 ……7

【この書面を必ずご覧のうえ、それぞれよくお読みくださいますようお願い申し上げます。】

この書面は金融商品取引法第３７条の３の規定に基づきお客さまがお取引する前に、あらかじめ当該取引に関する重要事項の情報を提供するものであり、お客さまに必ずご確認・ご理解して頂く必要があるものです。

尚、ご不明な点がございましたら、お取引店または本社（03-5117-1040）までお問合せ下さい。

東洋証券

2010.12

上場有価証券等書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料・管理料等のご案内」に記載の売買手数料をいただきます。
・上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
・ また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
・ 上場有価証券等のうち新興企業市場銘柄については、既存市場に比べ上場株式数の基準が低く設定されていることから、株式の流動性が低く株価も大きく変動するリスクの程度はより高いと言えます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

その他留意事項

法令・諸規則に違反するおそれがあると当社が判断したときは、お取引をお断りすることがあります。

当社の概要

商　号　等	東洋証券株式会社　　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第121号
本店所在地	〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1
加 入 協 会	日本証券業協会
資　本　金	134 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和９年４月
連　絡　先	お取引のある部店、又は本社（03-5117-1040）にご連絡ください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

新規公開株式の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式（以下「新規公開株式」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

〇新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
〇新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

<u>手数料など諸費用について</u>

・新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

<u>金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります</u>

・新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

<u>有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります</u>

・新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

<u>新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません</u>

・新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- 新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 新規公開株式の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。
- 新規公開株式の配当金は、原則として、配当所得となります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 新規公開株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

その他留意事項

法令・諸規則に違反するおそれがあると当社が判断したときは、お取引をお断りすることがあります。

当社の概要

商　号　等	東洋証券株式会社金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第121号
本店所在地	〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1
加 入 協 会	日本証券業協会
資　本　金	134 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和９年４月
連　絡　先	お取引のある部店、又は本社（03-5117-1040）にご連絡ください。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しする書面です。）

この書面をよくお読みください。

〇当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合には、１年間に 3,150 円(税込)の口座管理料を頂戴いたします。ただし、個人の証券総合口座及び法人口座のお客さまは無料となります。
- 上記のほか、外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）をお預かりする場合には、1 年間に 3,150 円(税込)の口座管理料を頂戴いたします。
- 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。
- 他社への移管には別紙「手数料・管理料等のご案内」に記載の移管手数料がかかります。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）をお預りする場合は、口座管理料が必要となります。

ただし、株券、出資証券、投資証券について個人の総合口座及び法人口座のお客さまは無料となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の約款・規定集に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客さまが当社の約款・規定集の変更に同意されない場合
- お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明した場合

その他留意事項

法令・諸規則に違反するおそれがあると当社が判断したときは、お取引をお断りすることがあります。

当社の概要

商　号　等	東洋証券株式会社　　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第121号
本店所在地	〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1
加 入 協 会	日本証券業協会
資　本　金	134 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和９年４月
連　絡　先	お取引のある部店、又は本社（03-5117-1040）にご連絡ください。

〔別紙〕

手数料・管理料等のご案内

東洋証券株式会社

1. 国内株式委託手数料

（手数料算出額は消費税相当額を含みます。）

<table>
<tr><td rowspan="2">約定代金</td><td rowspan="2">一般コース</td><td colspan="2">会員コース</td></tr>
<tr><td>月額定額手数料
10,500 円</td><td>超過時手数料</td></tr>
<tr><td>100 万円以下</td><td>840 円</td><td rowspan="5">月間売買回数が 60 回または月間約定金額累計が 1 億 5,000 万円までの手数料とします。</td><td>420 円</td></tr>
<tr><td>300 万円</td><td>1,050 円</td><td>630 円</td></tr>
<tr><td>500 万円</td><td>1,260 円</td><td>840 円</td></tr>
<tr><td>1,000 万円</td><td>1,785 円</td><td>1,365 円</td></tr>
<tr><td>上限手数料</td><td>3,150 円</td><td>2,100 円</td></tr>
</table>

会員コース 月間定額手数料：10,500円

毎月の初回約定に10,500円の手数料を課金させていただきます。当該手数料は月末までの月間約定回数が60回または月間約定代金累計が1億5,000万円を超えるまでの手数料とします。

当該約定回数または約定代金累計を超えた翌営業日から超過手数料(*1)をいただきます。

(*1)【取引報告書等を電子交付ご選択のお客さま】
約定代金：100 万円までは 420 円、100 万円超部分に 0.0105%を加算。
【取引報告書等を郵送交付ご選択のお客さま】
約定代金：100 万円までは 420 円、100 万円超部分に 0.01575%を加算。
いずれも上限は 2,100 円

※売買回数のカウントは注文単位とし、出来値分割分は回数に含めません。
※一定期間お取引が無い場合、一般コースへ自動変更となります。

一般コース

一約定あたり、
【取引報告書等を電子交付ご選択のお客さま】
約定代金：100 万円までは 840 円、100 万円超部分に 0.0105%を加算。
【取引報告書等を郵送交付ご選択のお客さま】
約定代金：100 万円までは 840 円、100 万円超部分に 0.01575%を加算。
いずれも上限は 3,150 円。

※株価指数連動型上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）につきましては国内株式手数料に準じます。
※募集・売出株式・新規公開株式（IPO）につきましては手数料はかかりません。

平成23年1月1日改訂

２．単元未満株取引手数料（端株売却）

下記基本手数料テーブルにて、1 単元の取引手数料を算出し、単元未満株数で手数料を按分します。（会員コース・一般コースとは別扱いとなります）

計算例）1 単元が 1,000 株である株式を 50 株、価格 800 円で売却する場合。

1 単元株手数料 9,660 円＝（1,000 株×800 円）×1.2075%

単元未満株取引手数料 483 円＝9,660 円×（50 株÷1,000 株）

基本手数料テーブル

（手数料算出額は消費税相当額を含みます。）

約定代金	手数料
100 万円以下	約定代金総額×1.2075%　（最低 3,150 円）
100 万円超　300 万円以下	約定代金総額×0.8925%　＋　3,150 円
300 万円超　500 万円以下	約定代金総額×0.8400%　＋　4,725 円
500 万円超　1,000 万円以下	約定代金総額×0.6615%　＋　13,650 円
1,000 万円超　3,000 万円以下	約定代金総額×0.4830%　＋　31,500 円
3,000 万円超　5,000 万円以下	約定代金総額×0.2730%　＋　94,500 円
5,000 万円超	約定代金総額×0.1575%　＋　152,250 円
上限手数料	231,000 円

3. 外国株式委託手数料

中国株式取引に関しては、現地諸手数料等および国内取次手数料が必要となります。

円決済の場合は為替手数料も必要となります。

現地諸手数料等は、弊社ホームページをご確認ください。

外国株券取次手数料（国内）

（手数料算出額は消費税相当額を含みます。）

円換算金額	手数料（電子交付）	手数料（郵送交付）
100 万円以下	円換算金額×0.4200%	左記の電子交付手数料×１．４
100 万円超　200 万円以下	円換算金額×0.3675%＋525 円	
200 万円超　300 万円以下	円換算金額×0.3150%＋1,575 円	
300 万円超　500 万円以下	円換算金額×0.2625%＋3,150 円	
500 万円超　1,000 万円以下	円換算金額×0.2100%＋5,775 円	
1,000 万円超	一律 26,775 円	

円換算金額「買い」の場合

（現地における買金額＋現地委託手数料＋印紙税＋取引税＋取引所手数料＋決済料＋管理費）×為替

円換算金額「売り」の場合

（現地における売金額－現地委託手数料－印紙税－取引税－取引所手数料－決済料－管理費）×為替

平成21年12月改訂

4. 転換社債型新株予約権付社債手数料

（手数料算出額は消費税相当額を含みます。）

約定代金	手数料
100 万円以下	約定代金総額×0.525%（最低規定なし）
100 万円超　500 万円以下	約定代金総額×0.4725%＋525 円
500 万円超　1,000 万円以下	約定代金総額×0.3675%＋5,775 円
1,000 万円超　3,000 万円以下	約定代金総額×0.28875%＋13,650 円
3,000 万円超　5,000 万円以下	約定代金総額×0.2100%＋37,275 円
5,000 万円超　1 億円以下	約定代金総額×0.13125%＋76,650 円
1 億円超　10 億円以下	約定代金総額×0.1050%＋102,900 円
10 億円超	約定代金総額×0.07875%＋365,400 円

5. 口座管理料

寄託を受けている有価証券が債券または証券投資信託の受益証券のみである場合、また、当社が指定した株券のみである場合には無料となります。

①保護預り口座:ホームトレード口座は証券総合口座となりますので無料です。　（消費税込み）

1 年	3,150 円
3 年	7,560 円

②外国証券取引口座:中国株式を行う場合必要となります。　（消費税込み）

1 年	3,150 円
3 年	7,560 円

6. その他手数料

株券の名義書換手数料　（消費税込み）

1 銘柄 1 名義人につき	10 単元以下の場合	525 円
	10 単元以上、1 単元ごと	525 円に 52.5 円を加算（上限 10,500 円）

単元未満株式の買取請求の取次手数料　（消費税込み）

1 銘柄 1 買取請求者につき	525 円

上場証券投資信託受益証券の名義登録の取次手数料　（消費税込み）

1 銘柄 1 名義登録請求者につき	525 円

・保管振替機構預託株券の口座振替（他社への移管）手数料　（消費税込み）

1 銘柄 1 単位	1,050 円

※1 単位超は 1,050 円＋1 単位ごとに 525 円で上限 1 銘柄 6,300 円

※ホームトレード口座は無料となります。

※なお、ホームトレード口座のお客さまで郵送による出庫をご希望される場合は 1 請求につき 600 円を頂戴します。

・中国株の口座振替（他社への移管）手数料

上海 B 株	入出庫無料。
深セン B 株	口座振替はできません。
香港株	出庫 1 銘柄につき 250 香港ドル相当額を日本円で頂戴します。（消費税別） 円換算手数料は書類受付日の為替レートで計算します。 本手数料はホームトレード口座のみ対象となります。 入庫手数料は無料です。

7. 証明書等

残高証明書、取引証明書 **（消費税込み）**

1 通につき	210 円

個人情報開示請求に係る手数料 **（消費税込み）**

1 通につき	1,050 円

平成22年10月1日改訂

東洋証券

(YA)10.12 3,000